

環境大臣 小泉 進次郎 様

帰還困難区域の復興・再生に向けた要望書

令和3年2月26日

原発事故による帰還困難区域
を抱える町村の協議会

会長 吉田 数博



原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会

<構成員>

| | | | | |
|--------|----|----|----|-------|
| 双葉郡浪江町 | 町長 | 吉田 | 数博 | (会長) |
| 双葉郡大熊町 | 町長 | 吉田 | 淳 | (副会長) |
| 双葉郡富岡町 | 町長 | 宮本 | 皓一 | |
| 双葉郡双葉町 | 町長 | 伊澤 | 史朗 | |
| 双葉郡葛尾村 | 村長 | 篠木 | 弘 | |

<オブザーバー>

| | | | | |
|----------|----|-----|-----|--|
| 双葉郡浪江町議会 | 議長 | 佐々木 | 恵寿 | |
| 双葉郡大熊町議会 | 議長 | 吉岡 | 健太郎 | |
| 双葉郡富岡町議会 | 議長 | 高橋 | 実 | |
| 双葉郡双葉町議会 | 議長 | 伊藤 | 哲雄 | |
| 双葉郡葛尾村議会 | 議長 | 吉田 | 義則 | |

東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく10年を迎えます。

この間、原子力災害は未だ収束せず、今なお帰還困難区域で生活を営んできた多くの住民が故郷への帰還も出来ぬまま、辛く苦しい避難生活を続けております。

帰還困難区域の一部では、特定復興再生拠点区域が設定され、除染・解体をはじめとする避難指示解除に向けた取組が開始されるなど、住民の帰還や地域の復興に向けて、ようやく光が見えてまいりましたが、計画から取り残された区域は、故郷の荒廃していく姿を目の当たりにせざるを得ない、再生に向けて自らどうすることもできないなど、帰還困難区域内における分断が生じています。

故郷の将来に見通しの立たない拠点区域外の住民の心情は、未だ3.11のままであり、日々その問題に苦しんでおります。

「故郷に帰りたい」、「先祖から代々受け継いできた家や土地を元に戻したい」、「自分の生きている間に、“いつまでに避難指示解除する”という方針だけでも示してほしい」などの悲痛な声を毎日のようにいただいております。

政府においても、令和2年12月25日に示した「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」の中で、

「(拠点区域外の) 帰還・居住に向けた避難指示解除という従前からの強い意向については、別途の対応が必要となる。」と言及のあったところです。

つきましては、震災10年の節目として、帰還困難区域全域の復興・再生に向けて、次のとおり強く要望いたします。

1 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除に向け

た具体的な方針の明示

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（以下、「拠点区域外」という。）の将来について、住民は大変不安を募らせている。拠点区域外の避難指示解除について、時間軸を示した具体的な方針を示すこと。

なお、一部の特定復興再生拠点区域は、令和4年春頃の避難指示解除を目標としており、令和3年度の中頃には住民との協議を開始する予定である。

この協議では、特定復興再生拠点区域のみならず、帰還困難区域全域の避難指示解除及び復興・再生についても、住民から説明を求められるため、この問いに答えられなければ住民の理解を得ることが困難になる。

については、拠点区域外の方針を遅くとも令和3年6月までには明示すること。

2 特定復興再生拠点区域復興再生計画の区域拡大

長期避難を強いられている拠点区域外の住民の思いを汲み取り、当初認定した区域に捉われることなく、復興の進度に応じて、逐次区域拡大の認定を行うこと。

3 拠点区域外の除染・家屋解体等の実施

拠点区域外の荒廃は日を追うごとに進んでおり、家屋などで火災が発生する恐れがあるなど、拠点区域外の建物を現状のまま放置しておくことはできない。

また、拠点区域外が家屋解体の対象となっていないことによ

り、本来支給されるべき被災者生活再建支援金が支給されていない。

さらには、「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染を待てばよいのか」などの声をいただいております、多くの所有者から悲痛な声が寄せられているものの、何も答えることが出来ない。

については、時間軸を示しつつ、拠点区域外の除染・家屋解体並びに除草・伐木等の荒廃抑制対策を実施すること。

以上